
事業者間相互接続料金算定と 特定費用負担金廃止

—NTT 東西接続料均一維持決議の含意—

関 口 博 正

1. はじめに
2. 接続料金算定の現状 — 長期増分費用方式と実際費用方式との併用 —
3. 特定費用負担金の廃止と東西別料金算定の答申
 - 3.1 特定費用負担金の廃止
 - 3.2 東西別料金算定の答申
4. 衆参両院総務委員会決議とユニバーサルサービス基金制度の発動
 - 4.1 衆参両院総務委員会決議
 - 4.2 ユニバーサルサービス基金制度の発動
5. おわりに

1. はじめに

平成14年11月28日に開催された衆参両院総務委員会はそれぞれ全会一致でNTT 東西の接続料均一化を求める決議を採択した。事業者間接続料については全国に均一料金が適用されてきたが、情報通信審議会は平成14年9月13日の答申で長期増分費用方式に基づく接続料に東西格差を設けることを提言した。衆参両院総務委員会決議はこの答申に反対し、平成15年度以降も引き

続き東西均一を維持することを決議表明したものである。その後、情報通信審議会は平成14年12月11日付けで実際費用方式に基づいて算定される専用線等の接続料について東西格差を設けることを決定した。その結果、接続料金メニューには東西均一の項目と東西格差のある項目とが混在するというゆがみが生じた。

総務省は衆参両院総務委員会決議を受けて長期増分費用適用項目に東西均一料金の仕組みを検討中だと伝えられている。もしも NTT 西日本の接続コストをベースにした料金設定が NTT 東日本にも適用されるならば、足回り料金の上昇が他サービスの料金に反映され、コストベースの料金設定の原則が崩れたまま放置されるという問題がある。

本稿では、ユーザー料金の水準維持のためには平成14年度から導入されたユニバーサルサービス基金の発動によるべきことを明らかにしたい。NTT が東西に分割された平成10年度から3年間は特定費用負担金の支払いを可能とする措置が存在したが、同制度の廃止によって NTT 東日本に発生する超過利潤を NTT 西日本に移転させる仕組みが無くなった。同様の仕組みが新たに検討されているが、コストベースでの接続料金設定という原則は崩れたままである。その一方で、平成14年度には、基礎的電気通信役務（加入電話、公衆電話及び緊急通報）の水準維持のためにユニバーサルサービス基金が制度化されている。同制度の趣旨を斟酌するならば、別会社である NTT 東西がそれぞれの原価情報を基礎にした別料金体系を設定した上で、ユーザー料金を一定水準に維持させるためにユニバーサルサービス基金を発動させることが本来である。

2. 接続料金算定の経緯と現状 — 長期増分費用方式と実際費用方式との併用 —

電気通信事業者間の事業者間接続に関しては平成8年の電気通信審議会接

続の円滑化に関する特別部会答申によって約款化と接続会計並びにアンバンドル化が実現した¹⁾。

当時の接続交渉は事業者間協議を原則としていたが、日本電信電話株式会社（NTT）と他事業者との接続協議の長期化、接続料金の算定根拠の曖昧さ等が問題化していた。そこで公益事業特権を認められて構築される第一種電気通信事業者のネットワークについては、正当な理由がある場合を除き、他事業者に対する接続協定の締結を義務付け、更に特定事業者（都道府県を単位とする市場において加入者回線総数の50%を超える規模の加入者回線を有する事業者）に対しては不可欠設備（加入者回線と一体として構成される概ね県域をカバーする設備²⁾）に関し、接続に関する会計報告書の作成とそれに基づく細分化（アンバンドル）された接続料金表を義務付けることを含む特別な接続ルールを課すことが義務付けられた³⁾。

接続に関する会計報告書の作成は NTT 社内を指定電気通信設備管理部門と同利用部門とに仮想分離し、利用部門は他事業者と同一条件で指定電気通信設備を利用し、利用料支払いを社内取引として発生させることによって、両部門の収支相償・内部補助の有無を確認するための会計システムである。電気通信審議会は接続の円滑化に関する特別部会の下に電気通信事業接続会計研究会を設け、接続会計のシステム設計を行った。その成果は平成9年9月19日に電気通信事業接続会計研究会報告書としてまとめられ、これをもとに「指定電気通信設備接続会計規則」及び「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則⁴⁾」が規定された。

接続会計では ABC（Activity Based Costing）を活用し、適切なコストドライバーによって費用発生の実態を出来る限り忠実に配賦に反映させる改善が図られた。配賦計算の適切性という意味では接続料算定にコストベースの原則が貫かれたとあって良い。しかし、わが国の接続会計は歴史的な原価を基礎にしており⁵⁾、発生費用が効率的な経営によって生じたものか否かという検証を行うことまでは出来ない。特にコスト情報の非対称性が存在し、接続に

関連のない様々な費用まで接続料算定に含められているのではないかという他事業者の疑念を払拭するツールとしては十分に機能しないという問題があった。

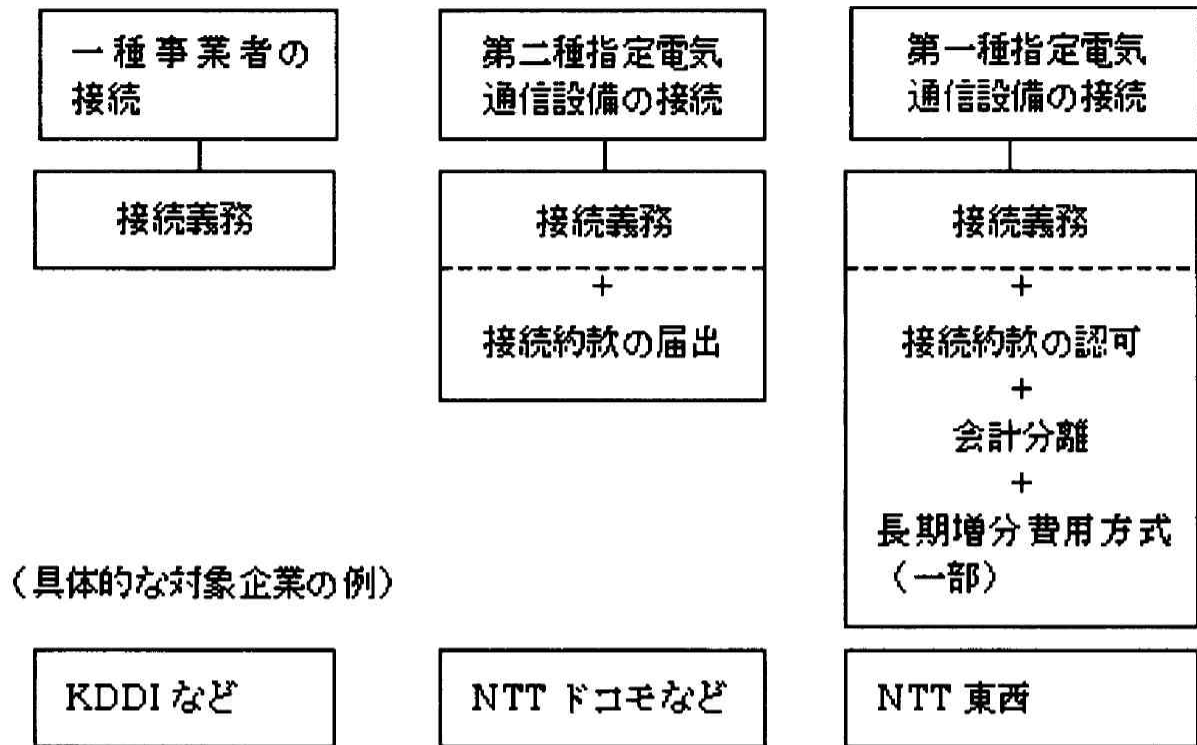
このように NTT の非効率性を排除し、コスト情報の非対称性を解消する方策が別途考案される必要性が増したわけである。平成 8 年度答申の段階では取替原価情報の蓄積もなく、従ってフォワード・ルッキングなコスト・データの収集が十分でなく、コスト情報の非対称性を埋める新たな手法として期待された長期増分費用方式導入は見送られた。翌年の平成 9 年 3 月に「長期増分費用モデル研究会」が郵政省内に設置され、モデルの構築が開始された。研究会では諸外国モデルの分析、モデル案の募集等が行われるとともに、技術モデルの詳細検討を行い、平成 11 年 9 月に報告書が取りまとめられた。

長期増分費用方式とは、全ての設備が可変的であるほど長い期間を対象として、現時点で利用可能な最新の技術で最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用するとの前提によりネットワークを再構築した場合のネットワークコストを算定するもので、競争原理の働かない接続料の分野に仮想的な競争原理を持ち込み、非効率性を接続料の原価算定上除外し、検証可能性を高めることが狙いである。接続により追加される正味の追加費用を算出することから増分費用モデルと呼ばれ、過去支出を対象とする歴史的な原価⁶⁾に対し、将来志向のコスト（Forward-looking Cost）であることが大きな特徴である。^{7,8)}

指定電気通信設備の一部である GC 交換機、市内伝送機能、中継系交換機能、GC-ZC 回線の中継伝送機能（共用型）、信号伝送機能に長期増分費用方式（LRIC；Long Run Incremental Costs）が導入されたのは、電気通信審議会答申「接続料算定の在り方について」（平成 12 年 2 月 9 日郵通議第 120 号）を基礎とする平成 12 年 5 月電気通信事業法の一部改正による。その具体的な導入方策は接続料規則（平成 12 年 11 月 16 日郵政省令第 64 号）において規定された。

その後、平成 12 年 12 月 21 日に接続ルールの見直しが第一次答申として公表

11)
図1 接続の規制方式



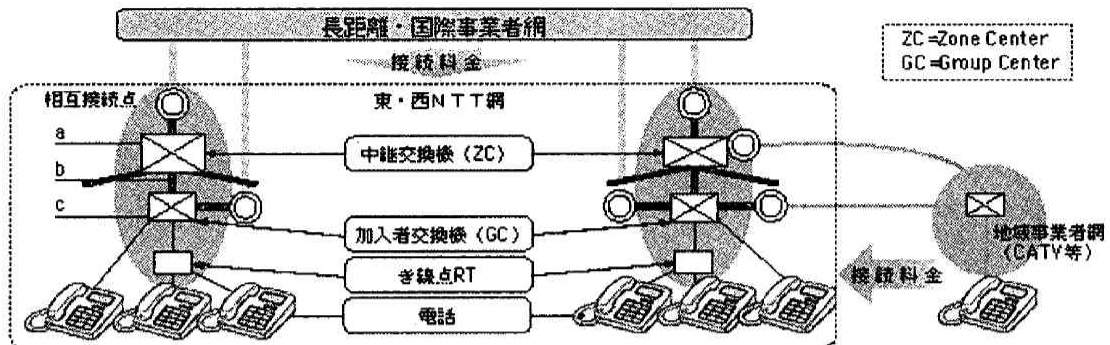
9) された。第一次答申は、指定電気通信設備の範囲について移動体通信事業者の設備を除き、光ファイバ設備・継系伝送路設備等を含めることや、光ファイバ設備（端末系伝送路等）の接続料について実際費用方式による適正な原価算定を行うことなどが見直された。

平成14年3月8日には「長期増分費用モデル研究会」報告書が公表され、新たな長期増分費用モデルと算定結果とが公表された。当初モデルの実施期間は平成12年度から平成14年度までの3年間とされ、平成15年度には見直し後の新モデルを適用することが平成12年2月答申「接続料算定の在り方について」に示されていたためである。

新モデルでは新たに中継伝送機能（専用型）及びユニバーサルサービスコストの算定も含める改良が加えられた他、コスト算定を都道府県単位で行えるようにすることなどの修正が行われた。

10) 現在の接続に関する規制方式は図1のようにまとめられる。接続義務は第一種・第二種を問わず課されているが、届出制が適用される第二種電気通信

図2 長期増分費用モデル研究会報告書（平成14年3月8日）において示された試算結果¹²⁾



	現行モデル (平成14年度接続料)	見直しモデル
GC接続(電話) (※1)	4.50円/3分	4.13円/3分 (▲8.2%)
ZC接続(電話) (※2)	4.78円/3分	5.21円/3分 (+9.0%)
端末回線伝送 (PHS用)	1,239円/回線	1,229円/回線 (▲0.8%)

(注) 交換機RTを端末回線に付け替えた場合
GC接続: 3.75円/3分 (▲16.7%)
ZC接続: 4.83円/3分 (+1.0%)
端末回線伝送 (PHS用): 1,336円/回線 (+7.8%)

- ※1 接続コストは、上記図中のc
- ※2 接続コストは、上記図中のa + b + c
- ※3 表中の()は現行モデルの平成14年度接続料と比較した増減比
- ※4 上記算定結果は、平成13年度予測トラフィックを用いて算定したものであり、平成13年度実績トラフィックと入れ替えた場合、算定結果が変動することもあり得る

事業者は接続料金に関し約款の届出のみで足り、事前に認可を受ける必要はない。第一種電気通信設備を有する事業者だけが接続約款の認可を受ける義務を負うとともに、接続料金の一部に長期増分費用方式の適用を受けるといふ、非対称規制が課されている。

なお、新モデルによる試算結果は図2に示される。

接続料原価の算定は各々の機能区分に応じて接続会計を基礎とする実際費用方式、又は長期増分費用方式が採用されており、それぞれの機能区分毎に適用される原価算定方式は表1のように整理される。

3. 特定費用負担金の廃止と東西別料金算定の答申

3.1 特定費用負担金の廃止

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第11条は、「東日本電信電話株式会社（以下「東会社」という。）は、西日

13)

表1 機能区分と接続料原価算定方式

機能の区分	説明	原価算定方式
一 端末回線伝送機能	加入者回線（ドライカップ）	実際費用方式（*1）
	加入者回線（電話重量）	実際費用方式（*1）
	PHS 基地局回線	実際費用方式（*1）
	専用線端末回線	実際費用方式（*2）
二 端末系交換機能	GC交換機	長期増分費用方式（但し番号ポータビリティについては実際費用方式（*3））
	優先接続機能	実際費用方式（*3）
三 インターフェース加入者 モジュール折返し機能	ISM（定額）	実際費用方式（*3）
四 市内伝送機能	GC—GC回線	長期増分費用方式
五 中継系交換機能	ZC交換機	長期増分費用方式
六 中継伝送機能	GC—ZC回線（共用型）	長期増分費用方式
	GC—ZC回線（専用型）	実際費用方式（*2）
七 通信路設定伝送機能	専用線	実際費用方式（*2）
八 信号伝送機能	信号網	長期増分費用方式
九 呼関連データベース機能	呼関連データベース	実際費用方式
十 番号案内機能	番号案内	実際費用方式（*4）
十一 手動交換機能	オペレーターによる交換	実際費用方式（*4）
十二 公衆電話機能	公衆電話	実際費用方式（*4）
十三 端末間伝送等機能	キャリアズ・レート	実際費用方式（*5）

*1：加入者回線のモデルについて、地中化の実態を踏まえる必要。

*2：専用線についてモデル作成が行われていない。

*3：新しい機能であり、モデル作成が行われていない。

*4：平成10年度の全面委託化を踏まえたモデル改定が必要。

〔※ 番号案内機能及び手動交換機能については、平成10年度に行われた全面委託化が長期増分費用モデルに反映されておらず、今回は長期増分費用方式を適用しないこととする。〕

*5：利用者料金からの割引。

本電信電話株式会社（以下「西会社」という。）の経営の安定化を図る必要があるときは、総務省令で定める金額の範囲内で、西会社に対し、その事業に要する費用に充てるための金銭を、東会社の設立の日以後三年以内に終了する各事業年度に係る利益の処分として交付することができる。」と規定する。同規定は NTT を東西に分割することに伴う激変緩和措置と位置付けられる。分割前から NTT 西日本は赤字、NTT 東日本は黒字と予想されており、3年間の猶予期間を設けて NTT 西日本の赤字体質を改善・脱却することが期待されていた訳である。

この規定に基づき NTT 東日本は第2期（平成13年3月期）の利益処分において特定費用負担金72,431百万円の処分を実行した¹⁴⁾。第1期（平成12年3月期）と第3期（平成14年3月期）には特定費用負担金の処分は行われていない。NTT 東日本が第1期と第3期は当期損失を計上したからである（同社の当期純利益は第1期から第3期まで、それぞれ▲186,797百万円、20,021百万円、▲157,246百万円となっている）。

NTT 西日本側では、第2期に特別利益の内訳項目として特定費用負担金受入額の科目を設けて受け入れている¹⁵⁾。NTT 東日本のキャッシュ・フロー計算書によれば、営業活動によるキャッシュ・フローとして第3期に特定費用負担金の支払いが行われていることから、NTT 西日本では第2期に特定費用負担金受入額の相手科目として未収金が計上されたはずである。同社の貸借対照表によれば、未収入金は第2期に87,093百万円が計上され、第3期には11,965百万円が計上されており、その差額が△75,128百万円あることから、特定費用負担金未収額72,431百万円はここに含まれていると考えてよいだろう。NTT 東日本の第2期利益処分案が定時株主総会で確定するのは第三期に入ってからであり、NTT 西日本がこれを第2期中に未収計上したことは、利益処分の処理方法として繰上方式を採用したからだと理解される。

NTT 西日本の当期純損失は、第1期からそれぞれ239,236百万円、44,629百万円、355,375百万円であった。第2期の損失額が少ないのは NTT 東日本

からの特定費用負担金受入額が損失額を減額しているため、特定費用負担金の影響を受けない経常損失の段階ではそれぞれ43,031百万円、105,793百万円、170,495百万円であった。

結局、時限立法として認められた特定費用負担金制度は3度のチャンスのうち、一度だけ実行されたことになる。NTT 東日本に当期利益が存在しない限り特定費用負担金制度が発動されない実態は、NTT 西日本の赤字補填システムとしては十分でないことを含意している。更に、特定費用負担金は税法上も損金参入が認められたため、「税制上の特例措置の東 NTT から西 NTT への特定費用負担金制度に係る損金参入特例は、3年という期限はつけられたにせよ連結納税そのもの。答申の再編成の主旨は地域への競争の導入であり、その精神にそぐわず残念に思う。」とのコメントが残されており、NTT 再編の本来の趣旨が生かされていないことが明らかに¹⁶⁾されている。このように特定費用負担金は NTT グループ内部において資金補填を可能にする措置で、黒字企業が赤字企業の赤字とそれに対応する不足資金とを補填するという NTT グループ内部における巨大な内部相互補助が成立していた。

かかる巨大な内部補助が存在する限りにおいて、NTT 東西の収益力格差は資金補填を通じて企業内でその一部を解消することが可能であった。従って本来はコストベースであるべき接続料を全国均一に維持することも、特定費用負担金を前提としてのみ許容されたというべきである。

3.2 東西別料金算定の答申

情報通信審議会は「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」を平成14年9月13日に答申した。答申では、伝送装置の経済的耐用年数を利用実態に対応する形で6年から8.4年に修正したこと、通信市場の劇的な構造変化に対応するために接続料算定に用いるトラフィックをモデル適用期間内の予測トラフィックとすること等の修正が織り込まれ、モデル適用期間も2年間に短縮され、平成15年からの適用とされた。更に同答申

表 2：東西別の接続料試算結果¹⁷⁾

	NTT 東日本	NTT 西日本	比率
GC 接続	3.59円／3分	4.75円／3分	132.3 %
ZC 接続	4.57円／3分	5.95円／3分	130.2 %
端末回線	1,205.4円	1,253.1円	104.0 %

(注) き線点遠隔収容装置を端末回線に付け替えた場合
 GC 接続で、東が3.23円、西が4.35円、比率は134.7%
 ZC 接続で、東が4.22円、西が5.55円、比率は131.5%
 端末回線伝送 (PHS 用) で、東が1,313.4円、西が1,358.2円、比率は103.4%

で、東西別接続料の設定が提言された。

すなわち、答申は、A 案；東西平均のモデル算定値を適用する方式、B 案；NTT 東西にそれぞれのモデル算定値を適用する方式、C 案；NTT 東日本には自社固有のモデル算定値を適用し、NTT 西日本には東西平均のモデル算定値を適用する方式、の3案を検討した上で、B 案の NTT 東西それぞれ固有のモデル算定値を適用することが適当であると結論付けている。

東西別のコスト算定を B 案に基づいて具体的に行った試算値は表 2 のとおりである。東西格差の要因は、GC 接続コストについては、NTT 西日本は小規模局が多いことから局設置 RT～加入者交換機の伝送路が、また、ZC 接続コストでは、地理的条件から離島を多く有しているためであると指摘されている。

ここで電気通信審議会から情報通信審議会に引き継がれた答申のなかで特定費用負担金と接続料金格差に言及した個所についてサーベイしておこう。

既に第一次答申の段階で、特定費用負担金制度終了後には格差が発生することを是認している。すなわち、「東西会社間の料金格差については、東西会社間の比較競争（ヤードスティック競争）が働くことが期待され、また、東・西 NTT という異なる会社間で料金が同一でなければならないという合理的根拠にかける。このため、東・西 NTT 間においては料金を引き下げる

方向で格差が生じることはあり得るものと考えられる¹⁸⁾」。

また、第二次答申でも、「東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）と NTT 西日本とでは指定設備管理部門における費用は異なっており、各々が電気通信事業者としてその経営実態に即して業務展開を行っていくことが平成11年7月に実施された NTT 再編の趣旨であると考えられる。従って、NTT 東日本・NTT 西日本は自社の指定設備管理部門における実際費用や長期増分費用に基づき、各々異なる接続料を設定すべきである。但し、平成13年度迄は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第98号）附則第11条74により、NTT 西日本の経営安定化のために NTT 東日本が特定費用負担金を交付できることとされており、その間は同額に設定されることはやむを得ないと考えられる。以上から、特定費用負担金制度の存続する平成13年度が終了した後は、NTT 東日本と NTT 西日本とで各々の費用に基づく異なる接続料を設定すべきと考えられる¹⁹⁾」と指摘している。

平成14年9月13日の答申では第二次答申を再確認している。すなわち、現行の接続料体系は NTT 西日本の経営安定化のために NTT 東日本が特定費用負担金を交付することを前提として成立しており、「IT 時代の接続ルールの在り方について」（平成13年7月19日 情報通信審議会）でも「特定費用負担金制度が終了した平成14年度には、コストベースに基づいた東西別の接続料が設定されることが適当である²⁰⁾」という指摘を引用している。

このように電気通信審議会並びに情報通信審議会は一貫して特定費用負担金制度終了後の接続料に東西格差を設けることを答申している。

なお、平成14年9月13日の答申では「全国均一料金制度は、明治23年から固持してきた料金体系であり（昭和37年までは一部の都市において市内通話料金は個別負担）、この料金体系の下、運営してきた加入電話の料金体系については、少なくとも、利用頻度、利用者が多い実態に鑑み、他の公共料金の地域間格差と同程度の格差以上の格差は、地域住民の理解を得難いのでは

ないかと想定される。なお、モデル算定値をそのまま適用した場合、利用者料金へどのように反映させるかは各事業者の経営判断に属すべきものではあるが、少なくとも各地域でのみ事業を行っている事業者はこのコストを反映させるものと仮定すると、市内通話の利用者料金で2円程度の格差が生じる可能性がある²¹⁾と指摘し、「東西それぞれのLRICベースのコストとするのが最善の方法と判断」するものの、「実際のモデル適用においては、NTT東日本の経営に及ぼす影響や、西日本エリアの利用者へ与える影響について配慮することが必要で」、「NTT西日本との接続料格差が拡大することについて何らかの激変緩和措置、例えば、LRICベースのコストに基づく接続料水準を即時に適用するのではなく、年度毎に段階的に適用する等の措置を講じる必要がある²²⁾」と政策的配慮がありうる点も指摘している。

4. 衆参両院総務委員会決議とユニバーサルサービス基金制度の発動

4.1 衆参両院総務委員会決議

第155国会（平成14年）11月28日衆議院総務委員会において自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案による接続料等に関する件²³⁾について決議すべしとの動議が提出され、全会一致で決議されている。

「接続料等に関する件

一 国民生活に不可欠な基礎的な通信手段というユニバーサルサービスの主旨に鑑み、NTTの接続料については平成十五年度以降も引き続き東西均一を維持し、ユーザー料金に地域格差を生じることがないように適切な措置を講ずること。

二 基本料金の値上げは電話利用の少ない利用者に対し相対的に大きな負担を強いるものであり、接続料の算定に当たっては基本料金値上げにつながらない方式を採用すること。

三 昨今の急激な一般電話通話量の減少という事態を踏まえ、仮定と予測に基づいてコストを算出する長期増分費用方式と現実の乖離を最大限抑えるべく、各種入力値は適切に算定するなど、消費者の利益に資するために適切な措置を講ずること。

四 接続料の算定に用いている長期増分費用方式については、実際の投下資本の回収、ユニバーサルサービスの確保やブロードバンドネットワークの構築に向けた電気通信事業者の設備投資意欲を考慮し、早期廃止に向けあるべき接続料の算定方式を検討すること。

五 接続料についての日米意見交換に当たって、政府は以上の立場を堅持し、国益最優先の立場で取組むこと。

右決議する。」

衆議院に続いて開催された参議院第155回国会 総務委員会 第9号によれば、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案²⁴⁾によって相互接続料等に関する決議案が提出され、全会一致で可決されている。

「相互接続料等に関する決議（案）

現在検討されている相互接続料の見直しについては、電話サービスが低廉な料金で全国民に対し公平に提供されるべきユニバーサルサービスであることを踏まえ、政府は左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一 電話サービスが国民生活に不可欠な基礎的通信手段であることから、ユニバーサルサービスの趣旨にかんがみ、相互接続料については、ユーザー料金に地域格差が生ずることのないよう NTT 東西間で格差をつけないこと。

二 基本料金の値上げは電話利用の少ない利用者に対し、相対的に大きな負担増を強いるものであり、接続料の算定に当たっては、基本料金値上げ

につながる方式を採用すること。

三 昨今の急激な一般電話通話量の減少という事態を踏まえ、適切な入力値に基づき相互接続料を算定すること。

四 接続料の算定に用いられている長期増分費用方式については、実際の投下資本の回収、ユニバーサルサービスの確保及びブロードバンドネットワークの構築に向けた電気通信事業者の設備投資意欲を十分に考慮し、廃止を含め、あるべき相互接続料の算定方式を検討すること。

右決議する。」

上記両院総務委員会決議の第一項は、相互接続料に東西格差を設けることに反対しているのはユーザー料金に地域格差を設けないためだと理解できる。つまり、両院総務委員会決議はその前提として、接続料を東西均一に保つことがユーザー料金に地域格差を設けないことに直結することが予定されている。確かに相互接続料は電話サービス料金の大きな構成要素の一つである。NTT 東西のユーザー料金は、接続料に指定電気通信設備利用部門で発生した費用と同部門の報酬額とを加えて算出されることから、相互接続料を東西均一にすることによって電話料金の東西格差が発生しにくい状況は作りやすい。しかし接続料はあくまでも指定電気通信設備管理部門の費用水準のみを反映した料金であるから、上述のようにユーザー料金の水準は接続料水準だけでなく指定電気通信設備利用部門で発生する費用水準にも依存する。従って相互接続料に東西格差を設けないこととユーザー料金にも東西格差を設けないことは同義ではない。

また、相互接続料に東西格差を設けないことによって影響を受けるのはNTT 東西のユーザーだけではない。GC 接続や ZC 接続を利用して電気通信サービスを営む他事業者にも同一水準・同一条件で接続サービスが提供されることから、競争が既に導入されている長距離・国際通信・ダイアルアップ接続サービス等の分野まで影響が及ぶ懸念がある。これらの競争的サービス

は NTT 東西に支払われる接続料に自社の営業費等のコストと報酬額が加算された上、他社との競争条件を加味しながら料金が決定される。従ってこれら競争環境にあるサービスに関しては会社間格差も地域間格差も否定されていない。NTT 東日本の接続料に NTT 西日本並の水準が認められた場合には、NTT 東日本エリアでは超過利潤を含む接続料金が設定されることになり、このようなコストベースから乖離した接続料算定が行われるならば、競争環境にあるサービスの料金にまで影響を及ぼす可能性が生じる。両院総務委員会がこの点について十分な審議を尽くしたのか疑問である。ユーザー料金に地域格差を設けないという課題を解決する方策は接続料の東西均一維持によってではなく、既に法制化が終了しているユニバーサルサービス基金の発動によるべきなのである。

なお、第3項の決議は接続料を算定する際に分母となるトラフィックに従来用いられてきた実績値を用いずに予測値を“適切”に用いることを求めていると理解される。しかし、電気通信市場の劇的な構造変化によってトラフィックは急激に減少している。このような状況で実績値に代えて予測値を用いることは、接続料算定上（分母の値が小さくなるために）値上げ要因となる。従って値下げを歓迎するはずの消費者利益とは相反する結果をもたらすことになるので、両院総務委員会決議の指摘は逆である。

4.2 ユニバーサルサービス基金制度の発動

日本電信電話株式会社等に関する法律第3条は「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与」することを義務付けている。このユニバーサルサービスの維持は、従来は東西 NTT が企業内部において採算地域から不採算地域への地域間補填によって維持されてきた。しかし、都市部における事業者間の競争が急速に進展することによって、採算地域から生じる利益を不採算地域に補填することが難しくなると見込まれることから、ユニバーサルサービスの費用の一部を

各電気通信事業者が負担する制度が必要になってきた。そこで情報通信審議会は平成14年2月13日に「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」を答申した。これによれば、ユニバーサルサービスの対象となる基礎的電気通信役務の範囲は、加入電話、公衆電話及び緊急通報とし、交付金の算定方式としては、不採算地域における「赤字部分」が採算地域における「黒字部分」で相殺しきれない部分を純費用とする「相殺型の収入費用方式」が採用された。基礎的電気通信役務を提供する事業者は総務大臣が適格電気通信事業者として指定し、適格電気通信事業者の申請によって基金が発動されることになる（図3参照）。

純費用算定上、費用面のみに着目し、一定水準以上のコストを積み上げて算定するベンチマーク方式は、ベンチマークとなる基準設定のための合理的な根拠が現時点では希薄なため、制度発足後の制度レビュー（概ね2年後を予定）を行う際、同方式への移行について検討すべき課題として残された。

また、コストの算定においては、指定電気通信設備管理部門については長期増分費用方式が採用され、指定設備利用部門に係る費用については、エンジニアリングモデルが存在しないため、実際費用から基礎的電気通信役務の

図3 ユニバーサルサービスの提供の確保に係る制度の整備²⁵⁾

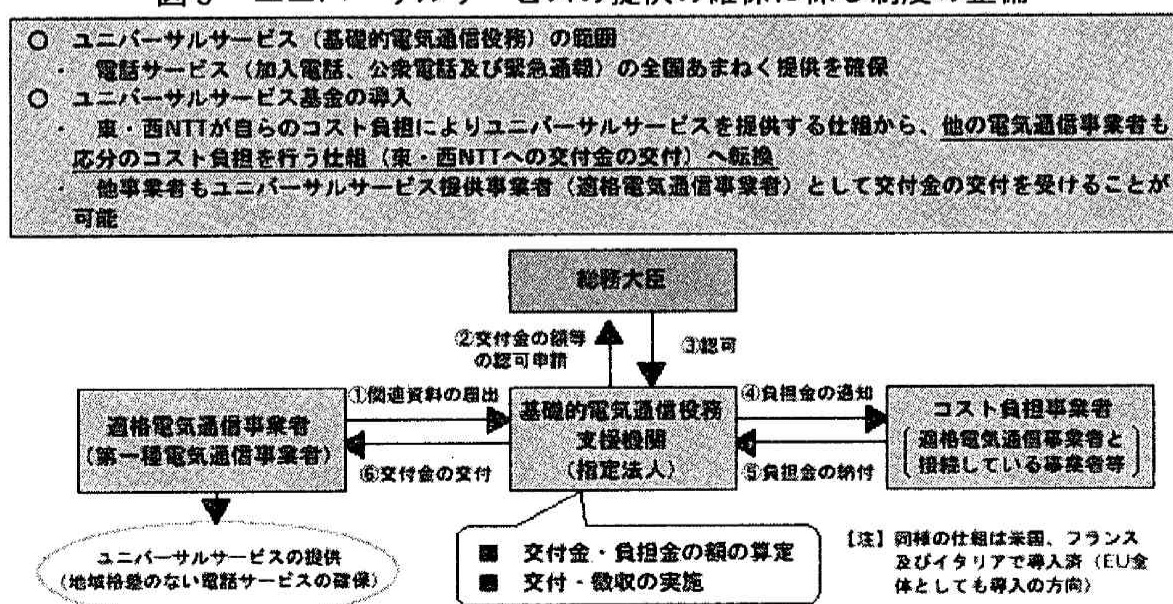


表3 平成12年度～14年度 ユニバーサルサービスに係る純費用の試算値
(単位：億円)

	東日本			西日本			東西計		
	H12	H13	H14	H12	H13	H14	H12	H13	H14
基礎的電気通信役務計	920	622	336	428	187	▲107	1,348	809	228
収入	8,174	7,554	7,136	8,145	7,606	7,306	16,319	15,159	14,442
費用	7,254	6,931	6,800	7,717	7,419	7,413	14,971	14,350	14,213
利用部門	1,663	1,580	1,442	1,587	1,519	1,375	3,251	3,099	2,817
管理部門	5,591	5,351	5,358	6,129	5,900	6,038	11,720	11,251	11,396

提供の維持に必要な最低限とは認められない費用や他事業者との競争に対応するための費用を除外する等、一定の調整を行って純費用が算出された。

ユニバーサルサービス基金の拠出金を負担することになる事業者は、加入者回線等から受益している事業者（音声伝送役務以外の提供事業者を含む）が対象とされ、コスト負担比率の算定は、電気通信事業者の売上高比（移動体－移動体間の通信等に係る売上高は加入者回線等から受益していないことから除外）を用いることとされた。

平成13年（法62）改正電気通信事業法は第2章に新たに基礎的電気通信役務を第6節として設け、ユニバーサルサービス基金の法整備を行った。平成14年6月には関係政省令が施行され、下記図表が示すようなユニバーサルサービス基金制度が実現している。現状ではコスト負担対象者は電気通信役務の提供によって生じた収益の額が10億円を超える事業者であり、収益の3%以内で負担することになっている。

平成14年4月15日に総務省から発表されたユニバーサルサービスに係る純費用の試算値は表3の通りである。²⁶⁾

この試算によれば、平成14年度にNTT西日本で初めて純費用が発生している。しかし、NTTグループは「今回導入される基金制度は、基金として

の実効性が全く期待できないものとなっているため、NTT 東日本・NTT 西日本が現時点で適格事業者の申請をする意味はない²⁷⁾とのコメントを寄せ、基金発動要件が厳しすぎて実効性に乏しいことを指摘している。相殺型の収入費用方式を採用する限り、競争対応費用や基礎的電気通信役務の提供の維持に必要最小限とは認められない費用を控除する必要があるが、適格事業者との実効性を巡る認識の違いの溝は埋まるとは思えない。その意味でも、ベンチマーク方式への早期移行を行い、ユニバーサルサービス基金を実行可能性の高いものに改善する必要があるだろう。

6. おわりに

実際費用方式を適用する接続料に係る平成14年度分の改定申請について総務省は平成14年12月11日に情報通信審議会答申を受け、同日に不許可処分と²⁸⁾した。すなわち、PHS 基地局回線機能、端末系交換機能、中継伝送専用機能以外の実際費用方式に基づく接続料について東西均一は適当でないとした。答申は「特定費用負担金制度が廃止された平成14年度以降、NTT 東日本及び NTT 西日本は、接続料規則に基づき、二つの異なる第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者として、それぞれの原価に基づき接続料を算定することが適当である」と指摘している。その結果、長期増分費用方式適用機能に関しては東西均一、専用線等の実際費用適用機能に関しては東西格差があることになり、接続料金メニューにゆがみが生じた。

日本経済新聞は平成14年12月5日付けで次のような記事を掲載した。「総務省は新電電各社が NTT 東西地域会社の通信回線を借りる際に支払う接続料について東西の料金格差が生じないように、経営体力に勝る NTT 東が NTT 西に資金を援助する新制度を設ける方針だ。来年度の援助額は約300億円になる見込み。総務省は、NTT 東が援助分を損金算入して税控除を受けられるよう財務省に求めている。接続料を巡っては情報通信審議会（総務相の諮

問機関)が9月に東西別料金の導入を促す答申を出した。だが11月末に国会が全国均一料金の維持を決議したため、料金に差を付けるのは難しくなると判断した。総務省は次期通常国会に関連法の改正案を提出する²⁹⁾」。

この新制度は時限立法として設けられた特定費用負担金の延命措置に他ならず、ユニバーサルサービス基金創設の趣旨に反するというべきである。NTT 分割が持株会社のもとで一体として経営されることを指向したわけではなく、また、ユニバーサルサービス基金創設という競争条件のセーフティネットを整備した現在、別会社である東西 NTT がそれぞれの原価情報を基礎にした別料金体系を設定した上で、その結果生じるかもしれないユーザー料金の地域間格差を補填するためにはユニバーサルサービス基金を発動させることが本来である。

注

- 1) 「接続の基本的ルールの内訳について」, 平成8年12月19日, 電気通信審議会 接続の円滑化に関する特別部会答申
- 2) 不可欠設備の呼称は法制化の過程で指定電気通信設備と名称変更され(平成9年法律第97号), 更に平成13年法律62号で第一種指定電気通信設備と改称されている。すなわち, 電気通信事業法第38条の2第11項は「第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は, 総務省令で定めるところにより, 第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し, 及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他郵政省令で定める事項を公表しなければならない。」と規定する。
- 3) 特定事業者に適用される特別な接続ルールは, 以下の4項目に要約される。

①接続条件の料金表・約款化

技術的に接続が可能なすべてのポイントでの接続, 接続会計の結果に基づいた適正な接続料金, 細分化(アンバンドル)された接続形態及び料金表, 特定事業者の同様なサービスより不利でない条件であること, 技術的条件の記載, 番号ポータビリティの確保, 番号案内サービ

ス等へのアクセス，緊急通報の伝送・着信，接続に要する標準的期間の明示

②接続に関する会計報告書の作成・公表

③網機能提供計画の作成・公表

④不可欠設備との接続に必要な情報の提供

- 4) 現在は「接続料規則」（平成12年11月16日郵政省令第64号）として長期増分費用方式等にも対応した形に改定されている。
- 5) 英国では規制産業に現在原価会計（Current Cost Accounting）が適用されており，時価データの蓄積がある。1975年9月に公表されたインフレーション会計委員会報告書（The Report of the Inflation Accounting Committee - HMSO, Cmnd 6225），通称サンディランズ報告（Sandilands Report）を契機として現在原価会計が提唱され，規制産業はCCAを実践してきた経緯がある。なお，一般の事業会社にはCCAはほとんど浸透しなかった。
- 6) 例えば英国の通信規制当局のOFTELによれば，将来志向コストは最新の同等資産を取替原価で評価することを求めるものと定義（forward looking costs requires that assets are valued using the cost of replacement with the modern equivalent asset）している（http://www.oftel.gov.uk/publications/1995_98/pricing/pril1997/annexd.htm, D.4）
- 7) 過去の設備投資資金の回収洩れ（windfall loss もしくは stranded cost）を巡っては支配的事業者と規制当局との間で主張が対立しやすい。例えば英国ではBT（British Telecom）とOFTEL（Office of Telecommunication）との間で争いがあったが，BTがOFTELの提示する長期増分費用方式を基礎とした料金設定に反証できなかった経緯がある。詳しくは拙稿「電気通信の接続会計問題 — windfall loss の存否 —」『公益事業研究』第50巻第3号pp.11-17を参照されたい。
- 8) モデル構築上，き線点遠隔収容装置（き線点RT）の取扱や経済的耐用年数の設定等の課題が残された。き線点RTはノン・トラフィック・センシティブ・コストとして取り扱うべきとの考え方が強いが，基本料値上げに直結すること，既存の料金算定方式を踏襲する方が混乱が少ない，等の理由から端末回線費用に含められている。この点は平成14年の改定モデルでも同じ課題を引きずっている。
- 9) 「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」第一次答申，平成12年12月21日，

電気通信審議会

- 10) 現行の一種・二種の事業区分を廃止し、一種事業に係る許可制を廃止して参入規制を大幅に緩和することが既に提言されている。「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」平成14年8月7日情報通信審議会を参照のこと。
- 11) <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koukyou/com/co06.html> より引用した。
- 12) 平成14年版 情報通信白書p.229より引用。
- 13) 『テレコムデータブック2002』 社団法人電気通信事業者協会, p.144より引用。
- 14) http://www.ntt-east.co.jp/databook/pdf/zaimu_010.pdf を参照した。
- 15) http://www.ntt-west.co.jp/news/0105/010517_3.html 並びに <http://www.ntt-west.co.jp/info/databook/pdf/011.pdf> を参照した。
- 16) 電気通信審議会第96回会合議事要旨 (平成9年5月13日公表)
- 17) 「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」, 平成14年9月13日, 情報通信審議会, P.29
- 18) 「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT 時代の競争促進プログラム～」, 平成12年12月21日, 電気通信審議会, P.55
- 19) 『「IT 時代の接続ルールの在り方について」の第二次答申～「電気通信事業法の一部を改正する法律 (平成9年法律第97号) 附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」～』, 平成13年7月19日, 情報通信審議会, pp.74-75
- 20) 「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」, 平成14年9月13日, 情報通信審議会, P.29
- 21) *ibid.*, p.33
- 22) *ibid.*, p.35
- 23) http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_honkai.htm から引用した。
- 24) <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kaigirok/daily/select0102/main.html> から引用した。
- 25) 平成14年版情報通信白書 226頁より引用
- 26) 総務省報道資料「基礎的電気通信役務 (ユニバーサルサービス) に係る純費用の試算結果」平成14年4月15日 (http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020415_1.html)

- 27) 「ユニバーサルサービス基金に係る総務省令（事業法施行規則の一部改正・交付金及び負担金算定規則の制定）に対するコメント」, 2002年5月23日 (<http://www.ntt.co.jp/news/news02/0205/020523.html>)
- 28) 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更 — 実際費用方式に基づく平成14年度の接続料の改定 —」, 平成14年12月11日, 総務省
- 29) <http://www3.nikkei.co.jp/kensaku/kekka.cfm?id=2002120504551>